

韓国向け輸出水産食品の取扱いに関するQ & A

東海北陸厚生局健康福祉部食品衛生課

本Q & Aは、「韓国向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成23年6月7日付け食安発0607第1号。）の別紙「韓国向け輸出水産食品取扱要領」（以下「本要領」という。）に関する質問事項等についてQ & Aとして取りまとめたものです。

1. 韓国向け輸出水産食品について

Q1 どのような食品が本要領の対象ですか。

A1 冷凍食用鮮魚類頭部及び冷凍食用鮮魚介類内臓（以下「冷凍魚類頭部等」という。）のみが対象であり、それ以外の部位は対象ではありません。

冷凍食用鮮魚類頭部：食用可能なすべての魚種（フグ類を除く。）から分離された頭部（カマを含む。）の可食部（カマ、あご、ほほ等）及びタラ（*Gadus morhua*, *Gadus ogac*, *Gadus macrocephalus*）、ニュージーランドヘイク（*Merluccius australis*）、マグロ類の頭部に胸ビレと腹ビレが付いている状態で切断された部位を冷凍したものであって、食用に適するよう処理されたもの。

冷凍食用鮮魚介類内臓：分離された食用可能なすべての魚種（フグ類を除く。）の卵巣、スケソウダラの腸、白子、イカの卵包腺等を冷凍したものであって、食用に適するよう処理されたもの。

2. 登録施設に関する事項

Q2-1 どのような施設が登録施設である必要がありますか。

A2-1 冷凍魚類頭部等を国内で最終的に加工、包装（再包装を含む。）等の処理をする施設が登録施設である必要があります。また、輸入品について、国内で加工や再包装の処理をしないで韓国向けに輸出する場合にも、輸入品を最終的に保管する施設が登録施設である必要があります。

Q2-2 登録施設になるための要件はありますか。また、どのような手続きが必要ですか。

A2-2 登録施設になるためには、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の営業許可を有している、条例による食品製造等の営業許可を有する等の要件を満たす必要があります。

登録を希望される方は、[韓国向け輸出水産食品取扱施設登録確認申請書](#)（本要領の別紙様式1）に必要事項を記入・押印の上、営業許可証等の写し

を添付して、施設のある地域を所管する地方厚生局に郵送等により申請して下さい。

【富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県の施設の申請先】

〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1

東海北陸厚生局健康福祉部食品衛生課あて

Q2-3 登録申請を地方厚生局に提出すれば、すぐに製品を輸出することができますか。

A2-3 施設の登録は、厚生労働省のホームページの施設登録リスト（[日本語](#)／[英語](#)）に掲載された時点をもって登録施設として取り扱われることとなります。手続きには相応の時間を必要としますので、余裕を持って登録の手続きをしてください。

Q2-4 登録施設ではどのような衛生管理が必要ですか。

A2-4 登録施設では、「韓国政府が定める食品の基準及び規格」を満たしていることを確認するとともに、「魚類頭及びその他の加工施設に関する衛生管理基準」に基づく衛生管理が必要となります。

基準等の詳細については、[厚生労働省のホームページ](#)をご覧ください。

Q2-5 登録事項に変更が生じた場合にはどのような手続きが必要ですか。

A2-5 [韓国向け輸出水産食品取扱施設登録事項の変更（取消し）確認事項申請書](#)（本要領の別紙様式3）に必要事項を記入・押印の上、変更内容が確認できる書類を添付して、施設のある地域を所管する地方厚生局に郵送等により申請して下さい。

登録施設がA2-2の登録の要件を満たさなくなった場合にも、同様に施設のある地域を所管する地方厚生局に郵送等により申請して下さい。

Q2-6 登録施設が取り消される場合がありますか。

A2-6 登録施設がA2-2の登録の要件に合致していないこと、施設登録者やその関係者が本要領に基づく手続きにおいて不正を行ったこと等が判明した場合には、施設の登録が取り消される場合があります。

また、地方厚生局が実施する監視等において、[「韓国政府が定める食品の基準及び規格」](#)や[「魚類頭及びその他の加工施設に関する衛生管理基準」](#)に適合していないことが確認された場合には、衛生証明書の発行が停止される場合があります。

3. 衛生証明書発行に関する事項

Q3-1 衛生証明書発行申請の手続きはどのようにすればよいですか。

A3-1 輸出者は、輸出しようとする冷凍魚類頭部等を最終的に処理した登録施設（輸入品について国内で加工や再包装の処理をしないで輸出する場合には、輸入品を最終的に保管する施設）を所管する地方厚生局に、[衛生証明書発行申請書](#)（本要領の別紙様式4）及び各申請先の[衛生証明書](#)（本要領の別紙様式5（別添のファイルは東海北陸厚生局用））に必要事項を記入し、衛生証明書内容が確認出来る書類（インボイスの写し、パッキングリストの写し、船荷証券（BL）又は航空貨物運送状（AWB）の写し等）及び当該貨物が輸入品の場合には、食品等輸入届出の写しを添付して、施設のある地域を所管する地方厚生局に郵送等により、輸出日の7開庁日前までに申請して下さい（郵送の場合は、返送に必要な料金分の切手を貼付し、住所を記載した返信用封筒を同封して下さい。）。

申請にあたっては、衛生証明書発行申請書は両面で、衛生証明書はカラーで印刷して下さい。

なお、東海北陸厚生局に申請を予定している輸出者の方で、衛生証明書発行申請書等の記載内容の事前確認を希望される場合には、連絡先を記載の上、FAX（052-959-2065）により東海北陸厚生局健康福祉部食品衛生課まで送信下さい。

Q3-2 輸出者は衛生証明書の発行申請をする前にどのような確認が必要ですか。

A3-2 輸出者の方は、輸出しようとする貨物が登録施設で加工（輸入品の場合は保管）されたことをはじめ、韓国政府が要求する条件を満たすことを確認する必要があります。詳細については、[衛生証明書発行申請書](#)（本要領の別紙様式4）裏面の誓約事項をご確認下さい。